

令和5年度 第4回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録（公開）

開催日 令和6年2月6日（火）午後2時00分～午後3時11分
開催場所 八王子市役所議会棟4階 第3・第4委員会室

出席者氏名

【委員】

鈴木聡、高野久美子、内藤裕子、大塚和樹、岩垂喜貴、太田敏弘、塩月栄作、
牛尾浩、後藤貴弓、石渡ひかる、小泉祐三、内藤佳代子、徳丸幸夫、守屋和広

【事務局】

今川学校教育部長、西山指導担当部長、大日向教育指導課長、
狩野統括指導主事、藤原指導主事、横倉指導主事、
安藤教育指導課主査、金子教育指導課主査、長谷川教育指導課主事

欠席者氏名

【委員】

なし

次 第

1 開会

2 協議・報告事項

(1) いじめ総合対策に対する各団体の取組・課題について

(2) 「いじめ対策に係る事例集」について

3 閉会

公開・非公開

公開。ただし、2 協議・報告事項(2)は非公開。

傍聴人数

0人

大日向教育指導課長

事務連絡

鈴木委員長

よろしくお願いいたします。

これより令和 5 年度第 4 回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

本日、内藤佳代子委員が 10 分程遅刻とお聞きしております。従いまして、出席委員は 14 名となりますので、委員会は有効に成立しております。

本日はご多用のところご出席いただきありがとうございます。まず、新しい委員のご紹介をさせていただきます。八王子少年センター所属の渡辺委員が人事異動により転出されました。後任の塩月栄作委員をご紹介します。塩月委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

塩月委員

八王子市少年センターの塩月と言います。前任が異動になった関係で私が代わりにという事になりました。私、元々すでに立川少年センターの方に勤務しております、八王子センター兼ねてという事で、今回八王子少年センターで勤務する事になりました。初めてですので、どういう内容かよくわかりませんが、よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

ありがとうございます。塩月委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより次第に沿って進行させていただきます。まず、本日の案件についてです。

次第 2 の (2) いじめ対策に係る事例集については意思形成過程の案件であるため、非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

ご異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。はじめに次第 2 の (1) いじめ総合対策に対する各団体の取組・課題についてです。まず、事務局より八王子市教育委員会いじめ総合対策について報告をお願いします。

横倉指導主事

私からは、いじめ総合対策に対する各団体の取組・課題について説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。資料 1 は令和 5 年度版八王子市教育委員会いじめ総合対策として、各学校が法に則っていじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処等を適切に行うために活用しているものであり、年度当初の学校いじめ対策委員会コーディネーター研修など、折に触れて事務局から示しているものであります。この、A3 判の八王子市教育委員会いじめ総合対策の資料は令和 5 年度に引き続き、変更した内容を盛り込み、令

和 6 年度版八王子市教育委員会いじめ総合対策を作成し、令和 6 年度当初に各学校に示す事を考えております。

いじめ防止対策推進法第 8 条には、学校及び学校の教職員は基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は適切且つ迅速にこれに対処する責務を有するとあります。また、同法第 17 条には、国及び地方公共団体はいじめを受けた児童等またはその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言、その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の基に適切に行われるよう関係省庁相互間その他関係機関、学校・家庭・地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援、その他の必要な体制の整備に努めるものとするとしてあります。令和 4 年度版から令和 5 年度版に改訂するにあたっては資料の左側の地域関係機関の部分、学校サポートチームによる家庭への支援・援助や、学校への支援、諸機関の家庭への支援、介入についてよりわかりやすく関係性等を示すために、学校として学校だけでは解決の難しいいじめ問題について、どのような関係性の中でいじめ対応を行っていく事ができるのかがより明確化されるだろうと考え、図式化いたしました。本資料の令和 6 年度版を作成するにあたり、本委員会にご参加いただいている委員の皆様、それぞれのお立場から令和 5 年度はいじめ防止等に関する取組を振り返っていただき八王子市教育委員会のいじめ総合対策についてのご意見をいただきたく存じます。現時点では令和 6 年度は楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U 調査について変更をする予定でございます。これまで小学校第 5 学年と中学校第 2 学年及び義務教育学校第 8 学年で年 2 回実施していたこの調査を小学校第 6 学年から中学校第 3 学年及び義務教育学校第 9 学年までの 4 学年を対象といたします。市として調査するのは年 1 回となりますが、今後同じ児童・生徒を経年で調査する事により児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握する事ができ、いじめの発生、深刻化、被害にあっている児童・生徒の早期発見につなげる事ができると考えています。委員の皆様の所属する各団体のいじめ問題に対する取組の現状や課題について触れていただき、各団体としてこのような事を行っているとか、このような事を行って学校のいじめ対策と連携していくことができるなど、資料内容の見直しに向けて具体的な示唆をいただきたく存じます。より、学校や市民に分かりやすい全体像を示していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。私からの説明は以上になります。

鈴木委員長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありました。皆様からまずご質問がありましたらお願いいたします。

内藤委員

本日は遅れまして申し訳ありませんでした。

今見せていただいた資料の中に、一番真ん中に学校運営協議会の報告というのが濃い色で書かれているんですね。私実際に数校学校運営協議会に入れていただいているんですけど、学校によっていわゆる守秘義務があるっていう前提で個人の名前まで挙げてしっかり報告してくださる学校と、一切報告がない学校があります。それは報告してほしいという事ではなくて学校の先生方の考え方でやはりそうはいつでも守秘義務といっても、その方々を信用しないわけではないですが、やっぱりあまり大きく情報を公開するような内容ではないという事もあって、生徒個人の事を考えるとあまり大きく報告しない方がいいんじゃないかってお考えのもとで報告されない方もいらっしゃるし、かといって、学校のアンケート毎年2回とっていると思うんですけど、そのアンケートの中には当初から自由記入欄にいじめ問題にもう少しちゃんと関わってほしいと希望がでているという事も実際にあります。学校運営協議会への報告というのがいじめ対策総合対策の中でどれくらい重きを置かれているのかということをお伺いしたいと思った次第です。よろしくお願ひいたします。

鈴木委員長

ありがとうございます。運営協議会への報告の重きですね。関連して委員の方から何かありますか。よろしいですか。では、これはご質問ですので事務局いかがでしょうか。

狩野統括指導主事

ご質問ありがとうございます。学校運営協議会は学校のガバナンス強化のためには大変重要な機関かなというふうに捉えております。先程委員の方から報告している学校と報告していない学校があるのではないかという事で、市教委の方からも周知が足りないかなというふうに反省しているところでございます。学運協の会長にお伝えしているところ、それからいじめの認知について広く委員の皆様にお伝えしている学校等あるかなというふうに思っています。ただ、この学校運営協議会というのは大変重要な位置づけですので、今後そこは徹底されるように周知してまいりたいと思います。

内藤委員

ありがとうございます。

鈴木委員長

内藤委員、よろしいですか。他にご質問ありますでしょうか。質問はないようです。では、ご意見ありましたらお願ひいたします。

太田委員

意見ではないですが令和 6 年度版に向けて修正お願いしたいと思います。子ども家庭支援センターの左側の方に地域のセンター名が入っていると思いますが、令和 6 年の 3 月から館センターと元八王子センターが一つになるかたちになりますので、東浅川をお願いしたいと思います。また、みなみ野は今年の 8 月から南大沢の方に一緒になっているというところがありますので、こちらにつきましては削除をお願いしたいと思っております。修正箇所は 2 か所になります。意見なんですけど、子ども家庭支援センターも子どもと家庭の総合相談という事で多岐にわたって色々相談受けている機関ではあるんですけど、いじめの主訴と言いますか内容の相談というのは、あまり身近に受けているようなところはないんですが、学校サポートチームの中の組織として加わっていると思うんですが、その中で子ども支援センターの役割ですとか、そういったところを教えていただければと思っております。よろしくをお願いします。

鈴木委員長

これも事務局からでよろしいですか。

狩野統括指導主事

もし、よろしければ学校の方から子ども家庭支援センターと関係していじめ問題に取り組んだ事例等あればご紹介いただければと思うんですけど、守屋委員か徳丸委員、何かこうサポートチームを活用した事例などがあればお話いただければと思うのですが。

鈴木委員長

いかがでしょう。

徳丸委員

今ご質問のあった子ども家庭支援センターと連携した「いじめ対応」は今年度はありませんでした。子ども家庭支援センターとはよく連携をとっていますが、放任、児童虐待、不登校等で数名ご指導をいただいています。

鈴木委員長

ありがとうございます。守屋委員はいかがでしょう。

守屋委員

同様でして、DV の問題とか、家庭的な色々な問題について子ども家庭支援センターには非常にたくさん扱っていただいております。ただ、特にいじめについて本年度子ども家庭支援センターを通してということはございません。

鈴木委員長

ありがとうございます。他に関連機関から今の件では何かありますでしょうか。よろしいですか。

また、後ほど報告の中でもでてくるかもしれませんのでありがとうございました。他に意見ございますでしょうか。お願いいたします。

徳丸委員

冒頭に内藤委員から学運協への報告の話が出ました。本校でもいじめとして議題に出た件数が30以上ありました。それは日々、起こりうるものです。本校では学運協のメンバーが放課後子供教室に携わっております。そこで友達関係のことを、開始前に伝えていきます。本校の一例です。

鈴木委員長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。お願いします。

守屋委員

ちょっと質問なんですけども、学校いじめ対策委員会のメンバーのところにSC（スクールカウンセラー）等の専門家とありますけれど対策委員会の開催曜日とSCの出勤日が違ったり、中規模以上の学校ではもう相談活動でSCがいっぱいであるという現状があります。また、SSW（スクールソーシャルワーカー）も3～4回に1回の出席状況でいるというような現状があります。その中でSSWの増員等についてお伺いしたいというふうに思っています。次年度以降この専門家の方がどのくらい出られるようになるのかという事をご質問します。

狩野統括指導主事

令和5年度に関しましてはSSWが15名になったという事で、11名からの増員という事でした。学校の相談件数もかなり増えてきてはいる状況ではありますし、学校担当のSSWというのをつくり対応力の強化というところを図ってきているところではございますが、かなりの対応件数があり、学校のいじめ問題対策委員会に毎回出席できるか、というところまではできていない状況かと思えます。今後、不登校の対応も含め、いじめだけでなく、SSWの増員というのは必要になってくるかと思えますが、現在は15名体制で各学校の担当のSSWがいじめ対策委員会に行ける曜日に行っていただいているところではあります。こちらに専門家SCやSSWというところで載せさせていただいているところではあります。それが必ず参加できるという状況にないというのはよく認識しておりますので、今後曜日等の調整によって参加できるように調整ができるのであれば、していきたいというふうに思っております。以上です。

鈴木委員長

守屋委員いかがです。よろしいですか。他にご意見いかがでしょうか。お願いいたします。

高野委員

心理職の立場から少し質問をさせていただきたいんですけど、今の話と関連するんですけど、いじめの未然防止がフェーズ 1 にございますけれども、例えばいじめ防止プログラムですとか情報モラル教育は少し違うかもしれないですが、SOS の出し方に関する教育ですとかこういった教育を継続して行ったり、年間通して行ったり、あるいは教室の子ども達の様子をきちんと把握しながら適切なプログラムを実施するために、ぜひ心理職、スクールカウンセラーや SSW の知識や経験を活かしていただければなと思うんですけども、如何せん先程ご指摘がございましたように出勤日、勤務日が非常に少ないという事ですか、時数もそういった教育に使える時数も少ないと思うんですけども、そういった状況の中でどのように限られた時間と人材を活かしていく工夫をどのようにお考えなのかをお聞きしたいという事と Q-U アンケートも実施されていますけれども、実施したあとでそれをどう評価して、それをどう学級経営に活かしていくかという事がそこが 1 番大事だと思うんですけど、その点について先生方のご負担多くなるかと思うんですけども、Q-U の使い方についての研修ですとか、あるいはスクールカウンセラーの都の検討会ですとか、そういうふうなことをもしお考えでしたら教えていただきたいと思います。

横倉指導主事

ご質問いただきましてありがとうございます。先程お話いただきました未然防止等につきましては、現在教育課程を編成していただいている中で各学校の方で年間で位置づけさせていただいている事は現状としてございます。内容につきましては、いじめ防止プログラム等につきましてはアンガーマネジメントジャパン等を通じてどのようなかたちで自分の気持ちに対応していけばいいかというかたちで各学校の方で行っているところでございます。また、2 点目の Q-U のアンケートの調査につきましては、各学校先生方に、実施前と実施後に研修を組んでいるところでございます。どのようなかたちで見取るのか、そしてどのようなかたちで学級経営等に活かしていくのかという事を各学校 1 名参加いただきまして研修を含め、そしてその先生の方から各学校に周知していただくというかたちで現在取り組んでいるところでございます。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。今の活用の方法について、研修の事はよくわかったんですけど、これもすみません、学校現場の方のお話をちょっとお聞きしたいところなんですけれども、アンケート調査がこのように活用されているとか、活かそうとしているとかそういった事例とかございますでしょうか。お願いします。

徳丸委員

本校ではまず SC が木曜日にいらっしゃるので出勤日にあわせていじめ対策委員会を行っております。その中で Q・U の活動を課題とさせていただいております。Q・U はご存じの通り 4 つの部屋がありまして、右上が居心地がよい学級、左下がちょっと孤立していたり、悩みがあったりするお子さん、これが表化されましてとてもわかりやすい。その中で特段課題のあるお子さんはより左下の方にいますので、その辺のメンバーを課題として共有しています。

鈴木委員長

ありがとうございます。守屋委員、中学校のほう事例いかがでしょうか。

守屋委員

先程あったように市の研修がたくさんあります。ただ、それは出席した人はかなり理解されてくるんですけど、うまく還元がされないという事実があるので 2 年続けて Q・U の講師を招いて校内研修を実施しました。それによって読み取った内容でエーカウンターの導入ですとか、クラスづくりに使っている。2 回実施する事で変化を見取る、それが大事だと思っております。特に下がってきた子については支援が必要という事で力をいれていく。以上です。

鈴木委員長

非常に具体的な事例ありがとうございます。他にこの件でも、もしくは総合対策全体に関してのご意見いかがでしょうか。お願いします。

小泉委員

このいじめ対策なんですけれども、例えば、南多摩中学ですとか、あと私立の中学、そのへんには対象になっているのかどうか、それとも全く別なのか、ちょっとその辺を聞かせてください。

鈴木委員長

対象ですね。これは事務局の方でお答えいただけますか。

狩野統括指導主事

こちらの八王子市教育委員会いじめ総合対策というものは、市立の小中学校向けに総合対策として配布しているところです。

鈴木委員長

よろしいですか。お願いします。

後藤委員

この表でお聞きしたいんですけど、学校サポートチームというのは、今、全学校に設置されていますか。

横倉指導主事

年度当初に私達の方から八王子市学校サポートチームというかたちで設置をするようにと通知の方は出ささせていただいております。一応メンバー等についても誰がどの委員が選定されているかという事は確認しているところでございます。

後藤委員

令和5年度ですか。

横倉指導主事

そうですね。はい。

後藤委員

ちょっとごめんなさい。私の所属の中学校で学校運営協議会やっているんですけど、そのサポートチームの話聞いた事がなかったの、ここに載ってるんだと思って。

狩野統括指導主事

そこに載せさせていただいている構成員の例ということで、全ての方がこのサポートチームのメンバーであるという事ではないという事なので、学校によってはこの中の何名かという事でサポートチームを構成しているという事があります。

後藤委員

それは、でも公開されますよね。公開されないですか。ホームページとかで。学校のホームページとかでサポートチームがありますっていうような公開はされないんですか。

横倉指導主事

公開についてはこちらの方からしてくださいって事をお願いしているところではございません。

後藤委員

もしかしたら、学校の中にあるかもしれないって事ですか。

横倉指導主事

あります。

後藤委員

それと、組織についてなんですけど、地域関係機関っていうところで、町会、青少年対策地区委員会、以下色々書いてありますけど、青少年対策委員会の中には、町会とか、保護士とか、民生とか全部含まれているはずなんです。なので、ここの書き方がどうなのかなっていうところがあるんですけども。もちろん括弧の PTA も含まれてるはずなんです。連合会は別にあるとは思いますが、ちょっと考えていただいた方がいいかなという気はします。

狩野統括指導主事

ご指摘ありがとうございます。来年度に向けてこちらの書き方、工夫していきたいというふうに考えております。

鈴木委員長

後藤委員、よろしいですか。他にございますでしょうか。

守屋委員

お願いなんですけれど、真ん中の下のところにある方針に基づく組織的な取り組みいじめ対応のための時間について書いてあるんですけど、学校としてはこれ非常に大きい問題なんです。1コマ削って学校いじめ対策委員会を開いたり、各先生が1時間全部いじめの研修をするという事で大きいんですけど、文字が非常に小さくて、扱いをもう少し大きくした方がいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

狩野統括指導主事

A3、1枚に収めるというところでこうなってしまったのですけれども、軽重つけてきちんと伝えなければいけないところは学校や地域、それから保護者の方に伝えていかなければいけない事を考えますと、そういうところも気をつけながら作成していきたいと考えております。ありがとうございます。

鈴木委員長

貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。お願いいたします。

石渡委員

私は学校運営協議会委員の 1 人としてやらせてもらっています。先程、後藤委員からの質問に関連する事ですが、育成指導員さんというのが青少対で主に事務局をうちの地域ではやっているんですけど、その位置づけというのがここには入っているのでしょうか。

鈴木委員長

これはいかがでしょうか。

狩野統括指導主事

すいません。そこが抜けていたという事ですけども、今、後藤委員からもお話あったように、青少対の中にどういう方達が所属をしているのかというのをもう一度私達で精査をさせていただきまして、表を作成させていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

石渡委員

それから、いじめ対策が全てではないのですが、学校関係者とか民生委員、保護司、当然なんですけど、守秘義務があります。青少対の方の育成指導員さんは守秘義務はありません。その位置はどのようになっているのかよく分かりません。また、担当分けがどう変わってくるのかを教えていただければと思います。

狩野統括指導主事

育成指導員をどこに位置づけるのかということも含めて考えると、青少年対策委員の中にこの育成指導員の方達が入っている。だけれども、守秘義務がないという事だと、やはり青少対、青少年対策地区委員会という問々をどういうふうに今後書いていくのかというのは、課題かなというふうに捉えましたので、来年度版に育成指導員さんを位置づけていいものなのかどうなのかというところも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

鈴木委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか他に。お願いいたします。

牛尾委員

このいじめ対策の地域の関係機関、法の 8 条ですかね、保育園、幼稚園、学童保育所、児童館ってあるんですけども、今こども園って名前の施設もできていて、段々と増えていきますので入れた方がいいのかなという気がします。あと、地域関係機関と同じように下に協力要請って、児童相談所とか警視庁とか矢印が入っているんですけど、これ名称的にも、上と

同じようなものがだぶっているように見えちゃうんですけど。児童相談所は児童相談所もあるし警察署のスクールサポーターとか、もう少し集約できたらいいのかなと思います。あと、聞きたいのは警察署の（スクールサポーター）って、そういう人がいるのか、組織なのか、どうなっているのかって思ったんですけど。実際に警察署（スクールサポーター）ってという人がいるのかどうなのかっていう、そこお聞きしたいと思ったんですけど。

鈴木委員長

はい。お願いいたします。

塩月委員

スクールサポーターというのは各警察署にいます。担当ですね。スクールサポーターというのは大体警察官を退職された OB の方ですね。再任用されて各警察署の生活安全課にいます。通常は学校のサポーターですね。そのままです。学校と色々連絡を取って講話をしたりとか、学校との連携を取ってお仕事をしていますので、学校から要請があればスクールサポーター、現職の警察官が対応しますので、そういう事でありますので、スクールサポーターというのは組織でなく人ですね。そういうスクールサポーターという者もいるという事でご理解よろしいでしょうか。

鈴木委員長

牛尾委員よろしいでしょうか。

牛尾委員

はい。ありがとうございます。

鈴木委員長

明記の仕方等何か補足あればお願いいたします。

狩野統括指導主事

子ども園のところありがとうございます。付け加えていく必要があるかなと考えております。また、児童館のところですが、こちらは事務局の方からお伝えさせていただきますが、子ども若者育成支援センターという名称に変更になっていると思いますので、こちらも付け加えてお伝えさせていただきます。協力要請のところにつきましてはしっかりと精査をしながら分かりやすく載せていきたいというふうに考えております。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。軽重つけたり、より分かりやすくという事で修正いただけるとい

う事でございます。他にありますでしょうか。お願いいたします。

大塚委員

細かいところの確認というか質問になっちゃうんですけど、表の右側のところにSL(スクールロイヤー)等とあるんですけど、内容として法律相談の内容と講師であったりとか書いてあるんですけど、他の表現はSCさんはSC、SSWさんはSSWでSL等の等って何ですか。他のもあるのかなって思ったんですけど、法律相談への対応だと弁護士しかないかと思ったのですが。そこはいかがでしょうか。

狩野統括指導主事

ここを等にさせていただいているのは弁護士の先生方によるいじめ防止事業についてはスクールロイヤーの先生方だけではなくて多摩弁護士会の先生方にも来ていただいて講師をしていただいているところもありますので、等にさせていただいているところですが、表記のところについては今後検討していきたいというふうに考えております。

大塚委員

ありがとうございます。いじめ予防事業でもフェーズ1のところを書いてあるんですね、1番下に。いじめ防止研修も。

狩野統括指導主事

そうですね。防止研修です。

大塚委員

スクールロイヤー以外がやる事もあるんですか。

狩野統括指導主事

はい。来ていただいている学校もございますのでこのように表記をさせていただいているんですが。ちょっとスクールカウンセラーのところとスクールソーシャルワーカーのところとの違いもありますので。そういう意味で等をつけさせていただいているところですよ。

大塚委員

ありがとうございます。

鈴木委員長

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いいたします。

石渡委員

1 番下の真ん中に家庭ってありますけど、いじめばかりではないかもしれないんですが、不登校気味になったとか、何らかの要因で苦しい思いをしているご家庭に対しては、ここはいじめに関する事ではありますのでシートをと書いてありますが、こういうお母さんたちが孤立しないための何か集まる機会とか、そういったものを希望というか、学校でというよりは教育委員会のどこかのところで自由に話せる場を作っていただけたらいいなというところではあるんですが。そうやって孤立したり、苦しんでいるお母さん達ってきつというと思うんですね。そういった方が話せるような場があったらいいな、あるいはあるのかな、あるいは作っていただけたらいいなというところなんです。その話し相手になる人は必ずしも教育委員会の方でなくてもいいと思うんですね。お母さんの OB の方だったり、コーディネーターの方とか、学習支援委員などで子育て担当とかもおりますので、受け皿というか話を聞くだけでもだいぶ違うと思いますので、そういったところのものがシートを出すというだけでなく、そういったかたちをとっていただけると、親御さん達も少し楽になるのではないかなと思いますので、ご参考までといたしますか、ちょっと 1 歩進んでいただけたら有難いです。

狩野統括指導主事

今、いじめの総合対策についてはそのような会がなかなかもちづらくて総合教育相談とかになってしまいうんですが、不登校に関しては保護者サロン等やっている状況です。もし、今お集りの委員の中に例えば幼稚園とかそういうような保護者の集まりとかっていうのがやっているというのがあれば、ちょっと教えていただけたらと思うんですけど。

牛尾委員

保幼小という会があって、保育園、幼稚園、小学校で学校に繋げるという中で、私は保育園なんですけど、福祉の方では東京都では元々園が開園してから 25 年経つんですけど、ひろば事業って事業を最初から取り組むって事で園の開園と同時に始めてやっています。その中に保育園に入っていない子どもさんと保護者の方が来て一緒に過ごすような、そういう活動を 25 年前からはじめてやっているんですけど、最初の頃は保護者同士の集まりがありました。多いときは週に 2 回 3 回と、地域もその当時色んな地域から来てて保育園のすぐ周りの地域というよりも、そういう活動しているところが概ね 3 園に 1 園という、東京都が計画をはじめた事なんですけど、そういう中で保護者同士の話っていうのは結構あり、情報交換の場っていうのがあったんですね。今どうかというと、活動自体はあって色んな保育園で幼稚園もやっているかと思うんですけど、保護者さんが集まれる場っていうのは各園、相談事業とか色んな事を市と一緒に取り組んできて保護者さんが活動に参加する。園でやってるのは基本的には園の行事、例えば運動会とか、クリスマス会は冬の集いって言うんですけど、そういう時に地域の保育園に入園していない親子で参加してもら

う。そういう中で親同士が話す場ってというのは自然とできてくるんですけど、その取組の中では人数という制限があるので、例えば5組だけ予約とるとか、この活動は7組8組とか、そういう中でやはり顔を合わせる事によって、お母さん同士、最近はお父さんも来たりしますが、そういう中で親同士が話し合うという場にはなっています。保育園の開園当初から掲げてきたのが地域性というものをずっと掲げてその地域というのは本当に近い例えば学校区として保育園が建っているの、幼稚園も1つあり鎌水という地域が立地的に小学校、中学校と連携がとれるような遊歩道で繋がっている場所なので、ものすごく一体感があるような場所なんですね。こういうふうな所というのは八王子市が広いので、各地域によって形成の仕方が違ってくると思うんです。鎌水は新しくできた多摩ニュータウンの中で小学校と中学校を1年前に開校した時に、一緒に人数が少なかったので小中合同運動会を5年間やっていたという地域なんですね。今でいう小中一貫校みたいな事が自然に先生同士も交流してたかたちで、色んな変遷があってできているんですね。あとは、地域的にニュータウンの中で広い土地があったんで、住宅が年度ごとにできてったっていう経緯があるので、新しい人が入ってきて、やはり自分の住まいにどんな人がいるのかなとか、学校に行くようになれば自然と大人同士も活動一緒にやるようになりますので、そういう中で保育園では言葉で言うと引きこもりとか、なかなかお付き合いできない家庭の方、そういう方を本当は活動してもらおうというのが主旨でやってはいるんですけど、最近保育園でも色々な活動やっています、具体的にいうと、ダンスと英語遊びとか、体操教室もはじめてやっているんですけど、各園そういうふうにして色々な地域の人に参加してもらおう。これは、学校にあがる前にけっこう重要なんじゃないかという事はよく園長同士で話をするんですけど、子ども同士は実ははじめっていう観念がないんですよ。保育園の年齢だと。ほとんど喧嘩っていうか1対1が殆どなので、そういう中で子ども達に接していくんですけど、学校あがって多分1年生くらいの時には各20いくつの保育園幼稚園の子が集まると聞きましたけれども、そういう中で先生が1番大変な苦勞をしていると思うんですけど色々な方針の中で。保育園と学校の違いは保育園は親と一緒に来るっていうところが1番違うところなんです。幼稚園はバスで子どもを向かって行っちゃうんで。圧倒的に職員が関わるっていうのが保育園なんですね。これが学校に行くとびたっとなくなっちゃうとか、そこに地域と一緒にやってきたところが少し変わっちゃうような気がするんです。子どもだけを見てると小学校への接続って事で色々やっているんですけど、そこに親御さんも一緒になって何かできるように、地域でいえば具体的には園で取り組んでの卒園した子を、この間もお餅つき会をやったんですけど、中学2年生を案内したら15人くらい来たんですよ。お手伝いで。これが初めてで今までは3~4人だったのが、部活はどうなのかなと思ったんですけど来てくれて。こういうふうに子どもも一緒にやってくれてるんですけど、そういう活動自体は親御さんみんな知ってますので、何か保育園のみたいに親との関わりも子どもと一緒にどんどん作った方がいいのかなと取組はしています。これは多分保育園の協会みんな園長先生達は親と接するみんな保育園一緒ですので、そこはすごく大事に親と一緒に子ど

もを育てようって取り組んでいますので、それが学校行った時に何か繋げていけたらいいのかなと思っています。この間、小学校の運動会行った時にこれいいなと思った事が 6 年生の卒業する児童と親の綱引きがあったんですよ。親が参加するというのは子どももすごく喜ぶし、実いうと親御さんの顔見てたらみんな嬉しそうな顔してたんですよ。そうやって、学校に参加するって事があった方がいいんじゃないかって実感として思いました。どこかの学校でも親御さんが一緒になって参加するっていう学校があるって聞いたんだけど、話をしたり色んな活動一緒にする事によって俗にいういじめもそうですし、不登校もそうですし、そういうものを少し軽減できるんじゃないかと思っています。今も言ったように親との関わりは 1 番保育園があるところでその辺もどうやって学校に繋げていくか、子どもを通してですけど、それは協会でもブロック単位で話をしたり色々な事を活動しています。主にそんな感じです。

鈴木委員長

牛尾委員ありがとうございました。こういった好事例がある特定の地域だけでなく、上手く繋がっていくような、それをシステムにしていけるといいなっていうのと、石渡委員仰ったようにいじめ対策のまず第一歩が家庭の悩む芽を孤立させないということも非常に示唆に富むご意見だったと思います。それでは今、事務局の方から報告いただきました総合対策についての A3 判についてはまた修正していくという事でお願いしたいなと思います。よろしいですか。

狩野統括指導主事

ご意見ありがとうございました。来年度に向けて皆様から頂いたご意見を踏まえ作成させていただき、来年度第 1 回いじめ対策委員会の方で報告させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

鈴木委員長

それでは委員の皆様が所属している団体での令和 5 年度の取組や課題についてご報告いただき協議を行いたいと思います。よろしくお願ひします。なお、ご報告いただく時には本人だと特定される事のないように個人情報には注意をして報告をお願いいたします。また、報告いただいた後には報告だけでなく、ぜひ委員の皆様さんと意見交換ができると思っております。いかがでしょうか。

こちらの方からまず、先程からすみません。何度もお発言いただいているんですが小・中学校のお 2 人から今年度振り返って何かいかがでしょうか。お願いいたします。

徳丸委員

学校が行っているいじめ対策は、まさにここに示された総合対策を行っている途中です。

本当にこの A3 一枚に内容をすべて表現することがとても至難の業で、指導主事の先生方のご苦勞が伺えます。いじめ総合対策のこの周知は、定例校長会などで他の議題のため時間がないとは存じますが、年度当初に丁寧にご説明いただければありがたいと思います。本校もこの総合対策に沿って取り組んできました。一つは弁護士の方のメッセージはとても有効であったと思います。弁護士の先生が DVD を作ってくださり道徳などの時間で人権の指導に活用することができました。これも単年で終わることなく、改良したり新たにメッセージを頂いたりして継続していただければありがたいです。

鈴木委員長

ありがとうございます。守屋委員は特にないよろしいですか。

守屋委員

本当にたくさんの市のいじめ対策、これだけ実施しているわけです。多くの取組の中でここ数年なんですが、教員の意識も変わってきたように思います。先程言った 1 時間設定する事によって全部の教員がいじめ対策に取り組む 1 時間ですけど取り組む、また、クラスで取り組む中で非常にアンテナが高くなってきたなと感じます。それで、学校いじめ対策委員会にあがってくるのも、ちょっとした子ども達のトラブル、そういうのがいじめにあたるかどうかというような問題もかなりでてきているところです。学校いじめ対策委員会はどうやっていくか、いじめ対策委員会をやりながらも、その他の先生方がうちでは今二者面談をやっていたんですけど、来年は変えて、毎月アンケートを実施し、気になる子達をピックアップして面談をしようというような方向性もでてきているわけなんですけれど、随時変わりながら学校いじめ対策委員会の裏で先生達の研修をどのようにしていくかというのは検討しているところです。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。今の報告についていかがでしょうか。はい。お願いします。

内藤委員

守屋校長の二者面談というのを初めて伺ったんですけど、生徒と担任の先生が面談をしているという事ですか。

守屋委員

担任の中で学校いじめ対策委員会に出る教員も何人かいますので、そこはちょっと担任でない部分もあるのですが、基本的に私の考えでは全員の子供達と学期に 1 回は面談をしようと、担任と生徒です。年 3 回は必ずやるというかたちでやっています。本当に短時間で 5 分程度なんですけれど。1 日 6～7 人やって、それを何週間かにわたってやっている。

そこからあがってくる事もいじめについて気になっている家庭でのトラブル等あがってきます。以上です。

内藤委員

自分からなかなか言えない子っていうのがすごく多いので、その取組を全校に広めていただきたいと心から思いました。素晴らしい取組ありがとうございます。

鈴木委員長

他にいかがでしょうか。お願いいたします。

塩月委員

我々警視庁の職員なんですけど、少年センターと警察署って別々になります。少年センターってところがどういう業務を行っているかと、もうご存じの方もいると思いますけれど、通常業務の中では少年補導活動と少年相談業務を行っております。少年補導活動は警察官がやっております、少年相談を受理するのは心理職なんです。警視庁の、資格をもった職員が受けております。八王子少年センターだけでみますと、大体年間少年相談に来るのが100件くらいですね、100件前後。色々な内容の少年相談を受けています。1番多いのがインターネットを利用した問題、あとは家のお金を持ち出したとか、あとは非行ですね。そういう相談を受けていますが、なかにはいじめ、学校でいじめを受けているという内容が数件ございます。どういうかたちで少年センターに来たかという、学校からの紹介であったり、警察署、最初は警察署で扱って警察署に行ったらその子のその後のケアとして少年センターに行った方がいいというかたちで来たりとか色々な相談があります。少年センターではもちろん話を聞いて、少年センターに先に来た、これはちょっと度が過ぎている、これは犯罪行為なんじゃないかという感じになれば警察署の方に行ってもらうかたち。その相談に来た方が学校にも言わないでくださいっていうというお話があればもちろんこちらは守りますので。ただ内容によっては警察署に行ったりとか、学校の方に相談してくださいとかいうのもあります。もちろん学校の方で連絡を取っていいという許可を取れば、少年センターの方から学校に連絡をいれて、連携していく事もできますので、そういった形で相談に来たりしております。中には学校の先生には言えなくてという子、第三者に話を聞いてもらいたいという子ども達、親もいますので、実際にそういう相談を受けたりもありますので、そういった中で少年センターの心理士がうまく、学校と連携とったほうがいいですよとか、連絡関係をやっておりますので、例えば学校の方でいじめの存在がでた場合に、例えば、警察署ってちょっと嫌ですよ。嫌な気持ちはよくわかるんです。警察署って建物が。行きづらい、相談しづらいっていうのであれば、少年センターってところは場所がここは警察の施設なのっていうくらい住宅街の中とかそういう場所にありますので、もし、何か相談したいんだけど、警察署には行きたくない、ちょっと怖い、そういう話があれば、少年センターの

方にどんどん来ていただいて。とりあえず 1 回でも相談していただければその後、行きたくないってなれば打ち切りかもしれない。今後こういうふうにしてもらいたい、こういうところに連絡をとってもらいたいというのはきちんと連絡対策とりますので、もし、そういう子ども達がいたらぜひ紹介していただければと思います。以上です。

鈴木委員長

塩月委員、ありがとうございます。本当に警察に相談するっていうのは私もちょっと身がすくんじゃうというか、子どもさんに概念変えてくってというか、そういった施設があるとか、今のご意見、学校との関連もありますし、いかがですか。

高野委員

質問してもいいですか。教育相談室とかは事前に電話で相談申し込みをして予約をとるとタイムラグがあるんですね、混んでいることもあって。少年センターは、お子さんや保護者の方が直接行ってもよろしいんですか。

塩月委員

まずはもちろん電話連絡をお願いします。それから予約をしていただくかたちになりますので、いきなり来られてしまうと予約入っている方もいます。心理職の職員が、少年センターって都内に 8 か所あるんですけどそれぞれ 2 人しかいないので、電話した時にもある程度心理職の方で時間的に余裕があればその場で話を少し聞く事もできますし。とりあえず電話をお願いします。

鈴木委員長

他にありますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

他の関連もいかがでしょうか。今年度令和 5 年度を取組を報告していただける方いらっしゃいませんか。先程も少しご発言いただいているんですけど、子ども家庭支援センターのいかがですかね。今年度、もしあればお願いしたいんですけど。今年度を取組たいというのかな。

太田委員

今の委員の皆様からお話があった地域の中で子ども家庭支援センターというところが認知されているところが非常にありまして、学校とかで家庭の心配な事とかあったらまずは学校から子ども家庭支援センターに相談したらどう、みたいな繋ぎが入って、私達が話を聞く中で交通整理といいますかその中で説明等とりながら機関の方に繋げていくというかたちで少年センターの方も非行の方で相談とか、お金の盗癖があるという話があれば私たちの方からそういうところをご紹介して、少年センターに繋げていくというケースもいくつ

か年間にはありますし、そういったかたちで対応しているところもありますので、虐待の専門機関というところもありますが、0歳から18歳までの総合相談という事で多岐にわたって相談を受けますので、お子さんと家庭の相談という事であれば、まずはご一報、相談というかたちで連絡いただければと思います。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。今のご報告いかがでしょうか。よろしいですか。

先程事例を保育園の立場から、ご紹介いただきました保護者の場所といいますか関係づくりといいますか他に何かご報告いただける事あったら牛尾委員いかがですか。

牛尾委員

今年度の取組でいくと1番大きいのはコロナが5類になって活動が復活したというか、かなり制限がなくなったのかなというところがありまして、そういうところが保護者が参加する行事、夏のお祭りで夏の集いというのをやっているんですけど、飲食はしていませんけど子どもは食べていいでしょと、今まで人と接する事がコロナ禍でなかった、親御さんも含めてですけど、やっぱり人恋しいというのかそれで集まって楽しくできてきたのかなというところがありまして、次が運動会、お遊戯会という行事が年度の中ではあるんですけど、地域というか保育園が毎回関わっているんですけど南大沢警察署で少年柔剣道をやっているんですけど、4代目か5代目前の署長さんと南大沢にある母の会というところがあって、みんなでお餅つきをやったらどうかという事で、コロナ禍の前に2、3回やってしばらくできなかつたんですけど、去年もやって今年も行ってきたんです。その取組は何かというと、子ども達に何か伝統的にやってたものを教えるというより一緒に楽しんでやってもらおうということだと思うんですけど、保育園の園児ではないんですけど、参加する方がほとんど小学生あと中学生がいたんで、そういう活動自体を警察署の方が一緒に取り組んでやっているっていうのがそれなりに地域で子ども達にいい影響があるんじゃないかと思っています。あと、保育園で時代の流れですごく変わったなっていうのはお父さんの参加が増えた事と、育児時間とか育児休業とか色々ニュースでも見ますけど、あとコロナ禍があつて働き方が随分変わってきてお父さんの参加が増えた。それからおじいちゃんおばあちゃんも増えて、学校なんか卒業式とか色々な時に世代を超えて参加したいという方がいらっしゃると思うんですけど、そういう面では地域的にも子どもも多い地域ですし、高齢者の方達も色々地域で取り組んでいるというところが鍵水というところなんですけれど、私も学校運営協議会の委員で会長になってはいるんですけど、あと青少年対策の、かけもちというんですけど地域で活動しているとどうしても同じようなメンバーがいくつか重なるんですけど、それぞれやる内容は学校運営協議会は学校の事、青少対もついこの間土曜日に南大沢音楽祭という音楽祭があつたんですけど、これはニュータウン地域も含めてかなり広い範囲の小学生、中学生、吹奏楽だとか、これも地域では随分やっていて、南大沢は駅があつてニ

ュータウン開発のところでも八王子市の中でも地域的には違う場所という大変ですが、少し違う地域形成になっているところなのかなというふうには感じています。そういう中にもともと地域としてあった鑓水という町会が北側の地理的には下がったところにあるんですけど、そういう人達も一緒になってやる場所であって、これから子ども達の活動も含めて作っていくところというふうには思っています。多摩美術大学がすぐ近くにあって学校が色々なところと関わっていますし、子ども達が小学校と中学校との関わりも多いところですし、大学生も多摩美の先生だとかだったり色々活動はしているところで、少子化ではあるんですけど、その中でより親御さん達も含めた地域の中で活動ができればいいのかなというのが、ちょうどコロナ禍が終わってはいまったという感じがあるのが今年度です。そのような感触をもっています。久しぶりに昨日雪が降ったので、こういう時に地域でどんな活動をするのかなというの、雪かきするのかしないのかとか問われるような出来事だったなと思っているんですけど、そういう中で保育園、小学校、中学校ちょうどいい場所にありますので、いじめ総合対策と一緒に、不登校も多分増えてると聞いていますので、一緒に考えながら取り組んでいきたいなというふうに思っています。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。地域を繋いでいくっていうのはすごく大きないじめ対策の先程も申し上げましたけれども根本的な課題なのかなって感じもします。委員の皆様他にはいかがですか。よろしいですか。それでは時間もかなりまわっていますので、続けていこうと思います。以上で公開の案件終わりますが、ここからは非公開となります。傍聴の方につきましては大変恐縮ですがご退席お願いいたします。